

入院時の食事負担金の変更について

今般の光熱費や食材費等の高騰の影響により、厚生労働省より令和7年4月1日から、入院時食事療養費の費用（入院中の食事代）に関する改正がありました。

当院においても下記の通り食事負担金が変更になりますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

所得区分		一食あたりの負担額	
70歳未満	70歳以上	令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
ア	現役並Ⅲ	490円	510円
イ	現役並Ⅱ		
ウ	現役並Ⅰ		
エ	一般		
オ	低所得Ⅰ	230円	240円
	90日を超える入院の場合	180円	190円
	低所得Ⅱ	110円	変更なし
※当院での治療に指定難病保険を使用されている患者さま (所得区分がア～エ、現役並Ⅲ～一般に該当の方)		280円	300円